

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件									区 分		
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										人 員			金 額
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		X	11	X	10	-	X	X	12		11	258,000	
法人税	外									内	7		法人税
		23	32	55	37	-	-	18	31		42	1,381,900	
その他	外									内	8		その他
		X	X	X	13	-	-	X	12		14	5	
合 計	外									内	26		合 計
		43	X	X	60	-	X	X	55		67	1,639,905	

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分			
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒類製造者	酒類販売業者																
要件 処理数	前年度から未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から未済	要件 処理数	
	検挙	外	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	検挙		
処理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理 済 件 数	
	告 発	税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	税官吏		告 発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 罰 金 相 当 額			-	-	-	-	-	3,900	-	3,900	-	-	-	-	-	-	通 罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分						
要件 処 理 数	前年度から未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から未済	要件 処 理 数
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	検挙	理 数
処 理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分	処 理 済 件 数	
	告 発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		告 発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,900	通 告 処 分 額		
罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	650	罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
	酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分		
	計	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数	
	通告権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告権消滅		
	通告履行	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行		
	計	外	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額
通相	外	-	-	-	650	-	650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	650	通相	

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額															
第 54 条	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	外1 1	第15条第1項第1号	外1 1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	外1 1	合計	外1 1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第23条第3号	-	第21条第3号	-		
		第23条第4号	-				
		第23条第5号	-				
		第24条第1号	-				
		第24条第2号	-				
		第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。